地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.691 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］
市町村	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.688 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.295 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、Ⅰに満たないときはⅠとする。） 算式Ⅰ J ＝ 1.61 ×（k － j）＋ 9.39 算式Ⅰの符号 ［略］

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.722 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］
市町村	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.724 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.261 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、Ⅰに満たないときはⅠとする。） 算式Ⅰ J ＝ 1.50 ×（k － j）＋ 8.05 算式Ⅰの符号 ［同左］